

キャッシュレス決済について

施設利用者の皆さんがより利用しやすくなるよう、令和5年4月3日（月）から、キャッシュレス決済がご利用いただけます。

【利用できる施設】

- ・松本クリーンセンター
- ・塩尻クリーンセンター
- ・あずさセンター

【利用方法】

- 1 ご利用になるクレジットカード、電子マネーのカード、スマートフォンをお持ちください。
- 2 ごみ処理手数料などの支払いの際に、窓口職員へ希望する決済サービスをお伝えください。
- 3 職員がご案内しますので、ご希望の決済サービスで支払いをお願いします。
- 4 決済完了後、お客様控え（レシート）をお渡ししますので、保管してください。

【利用可能な決済サービス】

- 1 クレジットカード
 - 2 交通系電子マネー
 - 3 流通系電子マネー
 - 4 QRコード
- ※ 利用可能な各種決済サービス毎の種類は別紙による。

【キャッシュレス決済に関する注意事項】

- 1 1回の会計の中で、キャッシュレス決済と現金の併用はできません。
- 2 キャッシュレス決済の取消は、原則いたしません。
（クレジットカード決済及びQRコード決済は、当日に限り決済の取消が可能）
- 3 決済サービスに関するスマートフォンアプリの設定等に関するお問い合わせは、各事業者へ
お願いします。

令和5年4月～



キャッシュレス決済 ご利用いただけます

クレジットカード



交通系電子マネー



流通系電子マネー



QRコード

